

○池田市公益活動促進に関する条例施行規則

平成13年4月27日

規則第29号

改正 平成16年1月22日規則第2号

平成17年3月31日規則第27号

平成19年10月1日規則第51号

平成21年3月31日規則第18号

平成28年3月30日規則第19号

令和2年3月27日規則第11号

令和4年3月31日規則第28号

令和4年5月25日規則第49号

注 平成16年1月22日規則第2号より条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民協働による事業の提案)

第2条 条例第9条第1項の規定により自らが市民協働（条例第2条第4号に規定する市民協働をいう。以下同じ。）により行おうとする事業を市長に提案しようとする市民（条例第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）は、協働事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 協働事業提案者概要書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第9条第2項の規定による提案は、インターネットの利用その他市長

が適当と認める方法により行うものとする。

- 3 条例第9条第2項の規定により市長が提案した事業を市民協働により実施することを希望する市民は、実施希望申出書（様式第4号）に誓約書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

（追加〔令和4年規則28号〕）

（市民協働の停止又は取りやめ）

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定により提案され、又は第2項の規定により提案した事業のうち市民協働により実施するものが次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について当該事業を実施する市民と市民協働により実施することを停止し、又は取りやめることができる。

(1) 市民協働により実施することが困難又は不可能になったとき。

(2) 前条第1項の規定により提出された協働事業提案書（添付書類を含む。）

又は同条第3項の規定により提出された実施希望申出書（添付書類を含む。）に偽りがあったとき。

- 2 市長は、前項の規定により市民協働により実施することを停止し、又は取りやめた場合において、当該市民協働により実施しなくなった事業の全部又は一部について当該事業を実施していた市民に対して市が支払った当該事業の実施に必要な費用等があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（追加〔令和4年規則28号〕）

（検討委員会の委員）

第4条 条例第11条第1項に規定する池田市公益活動促進検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とする。

- 2 委員は、条例第11条第2項の諮問の際に、学識経験を有する者、公益活動の促進に係る識見を有する者、市民その他市長が適当と認める者のうちか

ら、市長が委嘱する。

- 3 委員は、その委嘱に係る諮問について審議及び答申が終了したときは、解嘱されるものとする。

(追加〔令和2年規則11号〕、一部改正〔令和4年規則28号〕)

(検討委員会の委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(追加〔令和2年規則11号〕、一部改正〔令和4年規則28号〕)

(検討委員会の会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 検討委員会の会議は、公開とする。

(追加〔令和2年規則11号〕、一部改正〔令和4年規則28号〕)

(検討委員会の庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、市長公室コミュニティ推進課において処理する。

(追加〔令和2年規則11号〕、一部改正〔令和4年規則28号〕)

(検討委員会の運営)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必

要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

(追加〔令和2年規則11号〕、一部改正〔令和4年規則28号〕)

(基金の管理)

第9条 条例第12条に規定する池田市公益活動促進基金（以下「基金」という。）について、会計管理者は、基金台帳（様式第5号）を設け、その運用状況を明らかにしておかなければならない。

2 会計管理者は、毎会計年度末に基金の運用状況調（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成16年規則2号・19年51号・21年18号・令和2年11号・4年28号・49号〕)

(基金の積立て等)

第10条 条例第13条第2項の規定による予算に定める額は、市及び条例第2条第3号に規定する中間支援組織（市長が指定するものに限る。以下「指定中間支援組織」という。）に対して前年の1月1日から12月31日までに公益活動の促進のために贈られた寄附金（以下「前年の寄附金」という。）の合計額に相当する額とする。この場合において、同一の個人又は団体からの市又は同一の指定中間支援組織への前年の寄附金の総額が100万円を超えているときは、当該個人又は団体からの市又は当該指定中間支援組織への前年の寄附金の総額は100万円とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、前年の寄附金の合計額に相当する額が1,000万円を超えているときは、条例第13条第2項の規定による予算に定める額は、1,000万円とする。

(一部改正〔平成16年規則2号・19年51号・令和2年11号・4年28号・49号〕)

(情報公開)

第11条 条例第19条の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条に規定する協働提案事業の概要、実施状況及び評価
- (2) 基金の収入額、支出額及び現在額
- (3) 基金による助成を受けたものの名称、助成金の額及びその対象となつた  
公益活動の内容

(一部改正〔平成16年規則2号・19年51号・令和2年11号・  
4年28号・49号〕)

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成16年規則2号・19年51号・令和2年11号・  
4年28号・49号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。ただし、第5条の規定は  
同年7月1日から施行する。

(一部改正〔令和2年規則11号〕)

(会議の招集の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、検討委員会の委員長が未選出、辞任等  
の事由により未定の場合（第3条第3項の規定により副委員長が委員長の職  
務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

(追加〔令和2年規則11号〕)

附 則（平成16年1月22日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている指定管理者の指定申請書は、この  
規則による改正後の池田市公益活動促進に関する条例施行規則の規定による

指定管理者指定申請書とみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第51号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第7条の規定による改正前の池田市公益活動促進に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の池田市財務規則、第14条の規定による改正前の池田市公金事務取扱規則、第24条の規定による改正前の池田市市税条例施行規則、第25条の規定による改正前の池田市収入証紙に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前の池田市立男女共生サロン設置条例施行規則、第33条の規定による改正前の池田市留守家庭児童会条例施行規則、第34条の規定による改正前の池田市立くすのき学園条例施行規則、第35条の規定による改正前の池田市立敬老会館条例施行規則、第36条の規定による改正前の池田市立養護老人ホーム管理規則、第37条の規定による改正前の池田市国民健康保険条例施行規則、第38条の規定による改正前の池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第39条の規定による改正前の池田市墓地条例施行規則及び第40条の規定による改正前の池田市介護保険条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている書類は、第7条の規定による改正後の池田市公益活動促進に関する条例施行規則、第13条の規定による改正後の池田市財務規則、第14条の規定による改正後の池田市公金事務取扱規則、第24条の規定による改正後の池田市市税条例施行規則、第25条の規定による改正後

の池田市収入証紙に関する条例施行規則、第 3 2 条の規定による改正後の池田市立男女共生サロン設置条例施行規則、第 3 3 条の規定による改正後の池田市留守家庭児童会条例施行規則、第 3 4 条の規定による改正後の池田市立くすのき学園条例施行規則、第 3 5 条の規定による改正後の池田市立敬老会館条例施行規則、第 3 6 条の規定による改正後の池田市立養護老人ホーム管理規則、第 3 7 条の規定による改正後の池田市国民健康保険条例施行規則、第 3 8 条の規定による改正後の池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第 3 9 条の規定による改正後の池田市墓地条例施行規則及び第 4 0 条の規定による改正後の池田市介護保険条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式として使用することができる。

附 則（平成 2 8 年 3 月 3 0 日規則第 1 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた市長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 2 7 日規則第 1 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 1 日規則第 2 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 条の

規定の施行の日以後に委嘱する池田市公益活動促進検討委員会の委員（以下「委員」という。）について適用し、同日前に委嘱した委員については、なお従前の例による。

附 則（令和４年５月２５日規則第４９号）

この規則は、令和４年６月１日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

協働事業提案書

（宛先）池田市長

協働事業提案者名	
協働事業の名称	
協働事業の目的	
協働事業の概要 及び実施体制	
協働事業の実施時期・ 期間	
協働事業の実施費用 （翌年度以降の費用を含む。） ※実施費用を要する場合	
協働事業の実施に当 たり自ら実施する事 項及び市が実施する 事項	
協働することで得ら れる相乗効果	
今回提案する協働事 業と同種又は類似し た事業実施の実績	
その他協働事業の実 施に係る留意点	

## 協働事業提案者概要書

(宛先) 池田市長

協働事業提案者名		(ふりがな)	
代表者の役職 及び氏名		役職	(ふりがな)
主たる事務所の 所在地		〒	事務所 なし
担当者 連絡先	氏名	(ふりがな)	
	住所	〒	
	電話番号		
	ファックス番号		
	メールアドレス		
活動目的			
市内での主な 活動内容			
会員数		会員なし	

※ 次の項目を確認し、各項目の口にチェックをしてください。

- 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者に該当しません。
- 役員又はこれに準ずる者は、次のいずれにも該当しません。
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 池田市から、審査に必要な書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

### 誓約書

（宛先）池田市長

個人又は団体名

代表者氏名

代表者生年月日

年 月 日

池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号）第9条の規定による市民協働による事業の提案に関して、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

#### 記

- 1 当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。
- 2 私（団体の場合にあつては、当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。））は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 3 池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。
- 4 当団体が暴力団に該当すると警察から池田市へ報告があつた場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 5 私（団体の場合にあつては、役職員等）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があつた場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 6 業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。

実施希望申出書

（宛先）池田市長

市が提案した事業の名称

--

実施希望者名	(ふりがな)	
代表者の役職 及び氏名	役職	(ふりがな)
主たる事務所の 所在地	〒	事務所 なし
担当者 連絡先	氏名	(ふりがな)
	住所	〒
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	

※ 次の項目を確認し、各項目の口にチェックをしてください。

全てにチェックが入らない場合は、提出できません。

- 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者に該当しません。
- 役員又はこれに準ずる者は、次のいずれにも該当しません。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 池田市から、必要な書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。

様式第5号（第9条関係）

基 金 台 帳

年月日	摘要	収入	支出	現在額	現在額内訳				備考
					現金	定期預金	債権		
		円	円	円	円	円	円	円	

様式第6号（第9条関係）

基金の運用状況調

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	円	円	円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(全部改正 [令和 4 年規則 2 8 号])

様式第 2 号 (第 2 条関係)

(全部改正 [令和 4 年規則 2 8 号])

様式第 3 号 (第 2 条関係)

(全部改正 [令和 4 年規則 2 8 号])

様式第 4 号 (第 2 条関係)

(全部改正 [令和 4 年規則 2 8 号])

様式第 5 号 (第 9 条関係)

(一部改正 [平成 1 6 年規則 2 号・1 9 年 5 1 号・令和 2 年 1 1 号・  
4 年 2 8 号・4 9 号])

様式第 6 号 (第 9 条関係)

(一部改正 [平成 1 6 年規則 2 号・1 9 年 5 1 号・令和 2 年 1 1 号・  
4 年 2 8 号・4 9 号])